

## 市政移動教室の実施に関する規程

### (趣旨)

第1条 この規程は、市民等を対象として市政移動教室を実施するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

### (実施内容及び目的)

第2条 市政移動教室は、市民等が地域における公共施設（市が構成団体となっている一部事務組合の施設を含む。以下同じ。）を訪問し見学するものとし、地域の社会資本や身近な地域資源について学び、市政への理解を深めることを目的として実施するものとする。

### (実施場所)

第3条 市政移動教室は、市民等の効率的かつ十分な理解を深めるため、別表に掲げる対象施設・場所において実施するものとする。

2 市政移動教室で見学する対象施設・場所は1回当たり2か所までとする。

### (実施時間等)

第4条 市政移動教室の実施は、平日の午前8時30分から午後5時までのうち別表に定める時間に行うものとする。但し、同一日での実施は1回限りとする。

### (参加対象者)

第5条 参加対象者は、次に掲げるいずれかの要件を満たす者とする。

- (1)市内に住所を有すること。
- (2)市内の事業所に在籍し勤務していること。
- (3)市内の学校等に在学していること。

2 幼児又は児童が参加する場合は、保護者が同伴するものとする。

### (参加申込み等)

第6条 市政移動教室に参加しようとする者は、広聴相談課に市政移動教室申込書（第1号様式）を提出するものとする。

### (定員)

第7条 市政移動教室の1回当たりの定員は10人以上30人以下とする。

### (参加費)

第8条 参加費は無料とする。

### (集合・解散の場所)

第9条 市政移動教室に参加しようとする者の集合・解散は、原則として大型バスが乗り入れ可能な公共の施設・場所を使用するものとする。やむを得ず民間の施設等を使用する場合は、参加しようとする者の責任において場所の確保を行わなければならない。

### (アンケートの提出)

第10条 市政移動教室に参加した者は、所定の市政移動教室アンケートに回答し、

広聴相談課まで提出するものとする。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

対象施設・場所  〔右から任意に選択された <b>2か所</b> 以内で実施する。〕	1. 東埼玉資源環境組合（ごみ処理工場） <b>※火・木・金曜日の午前のみ実施</b> ア. 第1工場 - 越谷市、イ. 第2工場 - 柿木町から1か所選択
	2. 草加市リサイクルセンター <b>※午前のみ実施(第5週目は資源物回収がないので除く)</b>
	3. 草加市立歴史民俗資料館
	4. 国指定名勝「おくのほそ道の風景地 草加松原」
	5. 草加消防署 ア. 西分署、イ. 青柳分署、ウ. 北分署から1か所選択
	6. 草加八潮消防局八潮指令センター
	7. 草加市水道庁舎
	8. 浄配水場 ア. 中根浄水場、イ. 新栄配水場から1か所選択

# 市政移動教室申込書

年 月 日

草加市長 宛て

(連絡担当者)

氏 名

住 所

電 話

F A X

次のとおり市政移動教室を申し込みます。

参加団体名・人数		名
実施希望日時	<p>第1希望日 年 月 日 ( )</p> <p>第2希望日 年 月 日 ( )</p> <p>○で囲む→ ( 午前 ・ 午後 )</p> <p>※バス・施設の都合により希望日で実施できない場合は</p> <p>年 月 日から 年 月 日までの</p> <p>○で囲む→ ( 月 ・ 火 ・ 水 ・ 木 ・ 金 ) 曜日を希望</p>	
<p>集 合 場 所</p> <p>(解散も原則同じ場所となります。)</p>	<p>※大型バスが乗り入れ可能な公共のスペースとしてください。やむを得ず民間施設を使用する場合には、参加団場で場所を使用する許可を得てください。</p>	
<p>見学希望施設・場所</p> <p>(<input type="checkbox"/>を2か所まで選び、中にチェック✓を入れてください。)</p>	<p><input type="checkbox"/> 1. 東埼玉資源環境組合 (ごみ処理工場) <b>※火・木・金曜日の午前のみ実施</b></p> <p>↳ア、イから1つ選んで○で囲む <u>ア. 第1工場 - 越谷市</u> イ. 第2工場 - 柿木町</p> <hr/> <p><input type="checkbox"/> 2. 草加市リサイクルセンター</p> <p><b>※午前のみ実施 (第5週目は資源物回収がないので除く)</b></p> <hr/> <p><input type="checkbox"/> 3. 草加市立歴史民俗資料館 ※バス乗降の際に、徒歩での移動があります。</p> <hr/> <p><input type="checkbox"/> 4. 国指定名勝「おくのほそ道の風景地 草加松原」 ※屋外散策となります。</p> <hr/> <p><input type="checkbox"/> 5. 草加消防署</p> <p>↳ア、イ、ウから1つ選んで○で囲む <u>ア. 西分署</u> イ. 青柳分署 ウ. 北分署</p> <hr/> <p><input type="checkbox"/> 6. 草加八潮消防局八潮指令センター</p> <hr/> <p><input type="checkbox"/> 7. 草加市水道庁舎</p> <hr/> <p><input type="checkbox"/> 8. 浄配水場 ※一部屋外での見学を含みます。</p> <p>↳ア、イから1つ選んで○で囲む <u>ア. 中根浄水場</u> イ. 新栄配水場</p>	